

山武長生夷隅地域における 地域医療構想調整会議の 今後の予定について

①

昨年度の取組状況と今年度以降の方向性

昨年度の取組状況

- 病床機能の見える化の取組については、各医療機関の協力を得て調査を実施し、入院患者の病態により、病床単位で分類すると、病床機能報告のように大幅な急性期過剰という状況はなく、必要病床数に近い運用実態であることが確認された。
- 調査結果を踏まえ、病床機能報告の具体的な医療の内容の状況をもとに病床単位で推計することで、今後の推移を確認していくこととした。

今年度以降の方向性

- 地域課題の見える化や対応策に関する意見交換を中心に会議を進める。
- 今年度、来年度と保健医療計画の一部改定が予定されていることから、計画に対する意見聴取を実施する。
- 国から求められる議題等については必要に応じて対応をしていく。

地域課題の方向性（案）

- 医療の供給側（医師数等）の現状や郡部における在宅医療の在り方等について実態把握や意見交換を行う。（詳細は議事で別途説明する）

②

今後のスケジュール

	令和元年度			令和2年度			
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
保健医療 計画改定 スケジュール	医師確保計画・外来医療計画 策定に向けた分析・検討等			在宅医療計画中間見直し に向けた分析・検討等			
	現状把握のための 委託調査の実施等			現状把握のための 委託調査の実施等			
		意見 聴取	素案作成			意見 聴取	素案作成
			一部 改定				一部 改定
地域医療 構想調整 会議	☆ 全体会議 (8/28)	☆ 全体会議 (11月頃)	部会等の開催 (年度を超えて2回程度)			☆ 全体会議 (11月頃)	
(地域 課題)	医師の見える化の取組			在宅医療の見える化の取組			
病床機能 報告	H30年度 結果公表 (9月頃)	定量基準による 推計結果報告			R1年度 結果公表 (9月頃)	定量基準による 推計結果報告	
具体的 対応方針	情報の更新等		協議の 実施		情報の更新等		協議の 実施

※ 令和2年度のスケジュールについては、現時点の想定であり、今後変更になる可能性があります。

3

スケジュール概要

保健医療計画の一部改定

- 医師確保計画及び外来医療計画を新たに策定するに当たり、今年度末に保健医療計画（以下「計画」という。）の一部改定が予定されている。
- また、在宅医療に関する内容については、3年間で中間見直しをすることとされており、来年度末に計画の一部改定が予定されている。
- それぞれ秋頃に開催が見込まれる会議において計画に対する意見聴取を行う。

病床機能報告と定量的基準に基づく推計の実施

- 9月頃に確報値が公表予定となっていることから、秋頃に開催予定の会議において、各医療機関の報告結果と昨年度協議した定量的基準に基づく推計結果を報告する。

医療機関ごとの具体的対応方針

- 昨年度の会議で協議を行った医療機関ごとの具体的対応方針について、毎年度、時点更新をして会議で確認を行う。
- 具体的対応方針の合意内容の検証方法が国から提示され、それに応じた再協議が求められているため、併せて実施する（詳細は取りまとめ中のため、次回の会議に向けて整理する）。

4

具体的対応方針の今後の協議の進め方

基本方針① 昨年度作成した一覧表を時点更新して、毎年度、確認をしていく。

方針の策定状況	状況	対応
策定済	役割・機能を変更する場合	変更内容及び理由の報告を依頼する
未策定	新規開設等により未策定の場合	対応方針の策定を依頼する

基本方針② 病棟の建替え等の施設整備については、今後の方針への影響が想定されるため、一覧表の更新と併せて、整備計画を情報共有していく。

	状況	対応
公立病院 (病院事業)	(1) 新築・増改築を行う場合 (2) 機能変更を伴う内部改修等	整備計画書の提出を依頼するとともに、 (1)の場合は会議での説明を依頼する
その他	機能変更を伴う施設整備	整備計画書の提出を依頼する

5

施設整備に対する財政支援

施設整備に対する財政支援について

財政支援	対象	国からの求め
特別交付税措置	公立病院 (病院事業)	地域医療構想との整合性や計画に対する 会議での協議・確認が求められている。
施設整備補助金 (地域医療介護総合確保基金)	補助対象医療機関	会議において調整を行い、具体的な整備 計画が定まった事業を優先して、基金配 分額の調整を行うこととしている。
特別償却制度 【新制度】	青色申告書を 提出する医療機関	施設整備によりいずれかの機能の病床が 増床することについて、会議で確認する ことが求められている。

医療機器（全身用MRI,CT）の購入については、これまでも特別償却の対象とされていたが、今年度以降、使用頻度が一定基準以下の更新、共同利用しない新規（追加）購入については地域医療構想調整会議で確認が必要となった。

「具体的対応方針の今後の協議の進め方」の基本方針②で記載した整備計画書の提出をもって、必要な協議・確認とし、昨年度同様に、大きな反対意見がなければ、合意済みとして進めていく。

6